

令和7年度第10回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年1月13日(火)
2. 招集の場所 長洲町中央公民館 研修室
3. 開会 令和8年1月13日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 中嶋 英徳	3番 上野 美登	5番 吉田 一明
6番 池上 一也	7番 宮本 静子	8番 坂本 敦子
9番 坂井 隆浩	10番 上田 正三	

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

2番 石井 裕	4番 菊本 耕二
---------	----------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

藤井 豊

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長	長谷川 元
農業委員会事務局 局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局 書記	浦田 慶広
農林水産課 課長補佐	馬場 隆輔

## 10. 提出議案

- ・ 報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について
- ・ 報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
- ・ 議案第 35 号 令和 7 年農作業料金・農業労賃について

その他

(長谷川事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・・着席。

それでは、ただ今から令和7年度第10回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。まず、中嶋会長よりご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん 新年あけましておめでとうございます。今年になって初めて会われる方、もうすでにご挨拶を済まされた方色々あると思いますけれども、皆さん如何新年を迎えられたかなと思います。昨年あまりよくない年だった方も、今年はいいい年にしていきたいと思えます。昨年いい年だった方は今年もそれ以上にいい年にしていきたいと思えます。またここ数年の中では、正月明けて非常に寒いなという感じがしております。今日は起きたら暖かいなっという感じがします。正月明けてから雪は降るし、寒いしで・・・ 私たちの小さい時はよく雪が降ってたかなと思えますけれども、ここ何年かは、雪を見る機会も無かったなあとと思えます。また、今日は暖かったですけども、明日から寒くなるようですので、体には十分注意して、参加していただきますようによろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

(長谷川事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員をご報告いたします。2番 石井委員 4番 菊本委員から欠席の届出の連絡があつております。それから、上野委員 吉田委員が少し遅れてこられるということです。また、藤井推進委員から欠席ということで連絡があつております。

本日の出席委員は10名中8名でありまして、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いいたします。

(中嶋会長)

これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

議案第35号 令和7年農作業料金・農業労賃について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は6番池上委員、7番宮本委員をお願いいたします。

(中嶋会長)

議事に入りたいと思います。1 ページです。「報告第 16 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第 16 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおりご報告いたします。議案書の 1 ページ、受付番号 7 番になります。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。以上で、報告第 16 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第 16 号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。2 ページです。「報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおりご報告いたします。議案書の 2 ページから 3 ページ、受付番号 14 番から 18 番となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。以上で、報告第 17 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第 17 号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。4 ページから 11 ページです。「議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 6 ページから 7 ページ、受付番号 15 番となります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 2 ページを

併せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 9,109 m<sup>2</sup>、農作業歴約 50 年以上の経験があり、今後もすべての農地を利用することです。機械の所有状況でございますが、トラクター1台、田植機1台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から約 30m とのことです。地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地はこれまでどおり田として耕作するので、周辺農地の耕作に影響を与えることはなく、農薬の使用については、地域の防除基準に従うとともに、地域での農業の維持発展に関する話し合いや活動に参加し地域での取り決めに遵守することです。

以上、受付番号 15 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 3 番 上野委員お願いいたします。

(上野委員)

3 番の上野です。この譲受人のご自宅は、写真に載ってる目の前のこの黒いお家なんですけれども、きれいに麦を植えられてるということで、このお隣もご自分の土地ですので、特に問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。補足説明を推進委員の福本推進委員によりお願いいたします。

(福本推進委員)

推進委員の福本です。場所は、腹赤天満宮のすぐ北隣りです。その北側に譲受人の自宅があります。以前から麦を作られてまして、耕作目的の所有権移転ですので、何ら問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございます。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

ありません の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 31 号受付番号 15 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号 15 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書 8 ページから 9 ページです。受付番号 16 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 8 ページから 9 ページ、受付番号 16 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3 ページから 4 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 21,069 m<sup>2</sup>、農作業歴約 25 年の経験があり、今後もすべての農地を利用することです。機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台、乾燥機 1 台を所有されておられます。通作距離につきましては、自宅から約 500m とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺は住宅が存在していますが、耕作にあたっての住宅への影響は特になく、農薬使用については、細心の注意を払い地域の防除基準に従うとともに地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業及び地域内の道路維持管理作業には積極的に参加し、周辺農家と協力して管理に努めるとのことです。以上、受付番号 16 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局より説明がありました。ここで、農業委員の石井委員は、本日欠席ですが現地を確認したところ問題なしとの報告を受けています。

(中嶋会長)

補足説明を推進委員の平木推進委員に意見を伺います。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。ご報告いたします。図面書いてありますけれども、上の方に折地の踏切と書いてありますが、下の方に行くと池本工業と県道の方に突き当たる所になります。申請地はこれから南側及び左側は折地の牟田で田んぼが広がってる所になります。右左に 2 件ほど家がありますけれども、ここから折地牟田が広がっていきます。本人さんが今までも耕作しておられまして、形状としても、何も変わらないので、何ら問題ないと思われま

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局と推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 31 号受付番 16 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 16 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、議案書 10 ページから 11 ページです。受付番号 17 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 10 ページから 11 ページ、受付番号 17 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5 ページから 6 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 600 m<sup>2</sup>、農作業歴約 60 年の経験があり、今後もすべての農地を利用されるとのこと。機械の所有状況でございますが、所有はなく定期的に農作業する際に向野麦作組合よりトラクター1台 耕うん機1台を借用されています。

通作距離につきましては、自宅の隣接地（北側）とのこと。地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺は住宅地のため、住宅及び住民等に迷惑をかけないように作業を行い、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うとともに地域での農業の維持発展に関する話し合いや活動に参加し地域での取り決めに遵守するとのこと。以上、受付番号 17 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 8 番 坂本委員お願いいたします。

(坂本委員)

8 番坂本です。ここは、元六栄支所の南側になります。元所有者さんが亡くなられて娘さんが耕作できないということで譲受人に売買するということで、その土地を甥の方が手伝って耕作されるとのこと。何ら問題ないと思われ。ご審議のほどよろしくお祈りします。

(中嶋会長)

ありがとうございます。続きまして、推進委員の藤井推進委員ですが、今日は欠席ということで、今坂本委員が説明されまして、問題はないということですので進みたいと思います。

(中嶋会長)

事務局と農業委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 31 号受付番 17 番について、原案のとおり決定すること

に賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 17 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、12 ページから 15 ページです。「議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 14 ページから 15 ページ、受付番号 2 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、六栄小学校の南東側となります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7 ページ 8 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、増築による宅地拡張となっております。申請地の農地区分につきましては、第 1 種・第 3 種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可になります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業が既に完了しているため、顛末書を提出していただいております。計画面積の妥当性につきましては、既に事業完了（増築済）であるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に事業完了済みであり周辺農地への影響等は特にありません。その他、給排水については既存施設を利用、雨水は自然浸透となります。以上、受付番号 2 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 8 番坂本委員をお願いいたします。

(坂本委員)

8 番坂本です。ここは、父親が数年前に増築をされたそうです。もう 30 数年前になるということです。何ら問題ないと思われまます。よろしく申し上げます。

(中嶋会長)

ありがとうございました。先ほどと同じく推進委員の藤井推進委員も欠席ということですが、特に問題なしとの報告を受けております。

(中嶋会長)

事務局と農業委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ、採決をいたします。受付番号 2 番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 2 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

続きまして、16 ページから 25 ページです。議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 18 ページから 19 ページ、受付番号 10 番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、六栄小学校の南東側となります。

先ほどの受付番号 2 番の東側となります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 9 ページから 11 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、個人住宅建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種・第 3 種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可となります。

資力につきましては、住宅ローン事前審査結果が事業費より超過しており適当と判断しております。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 8 年 2 月 10 日より着工予定、令和 8 年 12 月 25 日で完成予定であり適当と判断しております。計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m<sup>2</sup>を下回るため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてははいらっしゃいません。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、必要に応じて仮設排水設備を設置し、周辺農地及び道路等に土砂の流出、堆積及び崩壊が生じないように、適切に施工管理を行い、隣接地に損害が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲で対処しますとのことです。その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は自然浸透となります。以上、受付番号 10 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員

の 8 番坂本委員お願いいたします。

(坂本委員)

8 番坂本です。ここは、何も管理をされてなくて、ただ荒れた状態でした。次のページにもありますが、通路と駐車場を売買交換されております。受付番号 11 番の譲受人の宅地を通路として通路と駐車場を売買交換されております。何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。推進委員の藤井推進委員は欠席ということですが、問題ないと聞いております。

(中嶋会長)

事務局と農業委員より説明がありました。

(中嶋会長)

まずは、受付番号 10 番それと 11 番、12 番は関連しておりますが、先ほど坂本委員から併せて説明がございました。何か質問がありますか？

(中嶋会長)

ここに家を建てるのに入り口がない。そこで、道を交換して駐車場を作られるということですか？

(事務局)

そうです。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 33 号受付番号 10、11、12 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 33 号受付番号 10、11、12 番は原案のとおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。24 から 25 ページです。受付番号 13 番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の 24 から 25 ページ、受付番号 13 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請地は、腹赤小学校の北西側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 17 ページから 18 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、宅地拡張のための贈与による所有権移転となっております。今

回の宅地拡張につきましては、建売住宅を購入後、隣接する農地所有者が設置しているブロックが実際の境界と相違していることが発覚し、測量及び分筆を実施したことによるものとなります。

申請地の農地区分につきましては、第1種・第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可となります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業が既に完了（敷地の一部となっている）しているため、顛末書を提出していただいております。計画面積の妥当性につきましては、既に事業完了であるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてははらっしゃいません。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、既に事業完了済みであり周辺農地への影響はありませんが万が一被害が出た場合は速やかに対応するとのこと。その他、給水・排水等はなく、雨水は自然浸透となります。以上、受付番号13番の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の3番上野委員お願いいたします。

（上野委員）

3番の上野です。写真で見て分かる通りすでに宅地となっております。このような状態で買われてるわけですから、何ら問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（中嶋会長）

ありがとうございました。続きまして、補足説明を推進委員の福本推進委員にご意見を伺います。

（福本推進委員）

推進委員の福本です。説明がありました通り、18ページの写真をみてもらうとわかりまますが、擁壁も綺麗にしてあって人工芝を今はってはりますので、周辺は宅地化されておりますし、農地には問題ないかと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（中嶋会長）

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第33号受付番号13番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第33号受付番号13番は原案のとおり

許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。26 ページから 30 ページです。「議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画(案)が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、意見書を送付するものです。

今回の申請につきましては、27 ページが農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案総括表となり 2026 年の期間ごとの総括となります。

28 ページが今回の借り手の状況一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案面積を合わせまして今後の経営面積ということになっております。

詳細につきましては、29 ページ 賃借権 16 件 24 筆 29,753 m<sup>2</sup>、30 ページ 期間借地 1 件 1 筆 502 m<sup>2</sup>となっております。

以上、議案第 34 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決いたします。議案第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 34 号は異議ないものとして、意見書を送付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。32 ページから 33 ページです。「議案第 35 号 令和 7 年農作業料金・農業賃金について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第 35 号 令和 7 年農作業料金・農業労賃について審議する必要がありますので提出するものでございます。例年、全国農業会議所、熊本県農業会議より農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準調査の方が実施されており、本調査においては、JA 長洲総合支所、認定農家、梅田営農組合、向野麦作組合をはじめ各種統計資料に基づき調査票を作成しております。なお、この調査については、農業委員会総会に諮り、委員の意見を聴取し、検討する必要があるため、審議をお願いいたします。

それでは、33 ページをご覧ください。「令和 7 年農作業料金・農業労賃に関する調査票」

でございます。上段から説明してまいります。まず、Ⅱの水稲作一般の作業受託料金ですが、個人農家は前年と変更はなく、Ⅲのオペレーター賃金については微増（100円の上昇）となっています。

続きまして、Ⅳの一般的な農業臨時雇賃金額は最低賃金の変更に伴い増額しております。

最後に、Ⅵの農外諸賃金につきましては、町会計年度任用職員報酬やシルバー単価、統計資料、物価表をもとに算出しております。委員の皆様からのご意見を伺い提出いたしますのでよろしくお願いいたします。以上、議案第35号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

（中嶋会長）

作業料金は上がってるとぼってん。

（事務局）

JAにもう一度確認しておきます。

（中嶋会長）

他に何か質問はありませんでしょうか。なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり決定いたします。

（中嶋会長）

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 農業者年金加入の斡旋について
- 2 担い手育成支援協議会の研修会について
- 3 九州地区認定農業者研修会他について
- 4 最適化活動報告の協力について
- 5 長洲町農業振興地域整備促進協議会の委員推薦について

（中嶋会長）

それでは これをもちまして、令和7年度第10回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

（長谷川事務局長）

起立・・・礼

閉会（終了 午前 11 時 9 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印